

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		印鑑登録証の再交付		
根拠例規及び条項		多治見市印鑑条例(昭和 53 年条例第 27 号)第 8 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 市民課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市印鑑条例第 15 条		
	基 準	<p>著しく汚染し、又はき損したとき。</p> <p>1 印鑑登録証を添えて自ら又は代理人により、書面で申請する。</p> <p>2 印鑑登録証と印鑑登録原票の登録事項を照合、確認する。</p>		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 分程度（注：休日は含まない。）郵送による場合 2 日程度（公的な写真付きの証明書での本人確認が出来ない場合及び代理人による申請の場合）		
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分期間 10 分程度（注：休日は含まない。）郵送による場合 20 分程度（公的な写真付きの証明書での本人確認が出来ない場合及び代理人による申請の場合）</p>		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				